

令和6年第7回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月10日(水) 午後1時30分
2 開催場所 那珂市中央公民館 2階 講座室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	5番	大曾根 栄	6番	鈴木 久夫
7番	助川 操	8番	福田 和一	10番	石崎 甲一
11番	佐川 茂	13番	内田 和幸	14番	海野 浩行
15番	綿引 桂太	17番	會澤 留美	18番	鈴木 洋
19番	根本 衛				

5 欠席委員

9番 宮田 幸男 12番 峯島 勝則 16番 大森 龍一

- 6 議事録署名人 10番 石崎 甲一 委員
11番 佐川 茂 委員

議長 ただ今より、令和6年第7回農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3人で、16人が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 10番 石崎 甲一 委員
11番 佐川 茂 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第5号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、説明のありました5件について、ご意見をお伺いします。

議 長 　ご意見がないようですので、議案第1号についてすべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 　（ 議案第2号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

議 長 　ご意見がないようですので、議案第2号について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 　（ 議案第3号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました16件について、ご意見をお伺いします。

6番 　太陽光発電ですが、市道にまで草が生い茂っているような管理しかできない会社がある。不許可にはできないだろうが、会社にはよく管理するよう指導をしてもらいたい。

事務局 許可を出すときには、よく管理をするように指導します。また、管理が行き届かない業者の情報を集めて、適正に管理するように指導していきます。

4番 図面の10ページですが、①②に持分があるが、どういった訳か。

事務局 持分1/2は夫婦で半分ずつの持分です。①②ですが、元々2筆に分かれていたものを再度分筆したものです。

4番 ①の土地で足りない分を②から買ったということか。

事務局 そのとおりです。

18番 諮問番号3, 5, 13, 14は第1種農地ですので原則不許可だと思いますが、また、5番は太陽光発電ですが、ソーラーシェアリングでなくてもできるのでしょうか。

事務局 3番は譲受人が中台に10年以上居住しているので、自己用住宅用地として取得することができます。5番の太陽光発電ですが、太陽光発電の敷地は北側の敷地も含まれており、例外規定のなかで第1種農地が敷地の1/3以下となるため、1種農地でも太陽光発電が設置できます。13番ですが、出身者ということで、親からの贈与ということで、転用が可能です。14番ですが中台に10年間居住していることで転用が可能となります。15番につきましては、奥様が飯田出身ということで転用が可能となっています。

議長 ほかになければ、16件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議長 議案第4号と第5号につきましては、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、4件ありました。
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、2件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は2時15分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第4号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第4号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

議 長 ご意見がないようですので、議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号について、承認することと決定いたします。

議 長 議案第5号 那珂市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第5号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

4番 申出番号2・3ですが、道路から何mくらいが許可になるという目安はあるのか。

農政課 道路からの距離の基準は定めていません。個別の案件に対して検討しています。

4番 申出番号6番は合併浄化槽の処理水を流す許可ということか。

農政課 建築時に合併浄化槽を設置しており、宅内処理をしていましたが、処理しきれなくなり、排水管を通して市道側溝に排水することに変更になりました。側溝は土木課の管理で、許可の見込みはあるとのこと。

6番 農業振興地域整備計画の変更は年に2回あります、農業委員会では毎月農地法の4条5条の審議もあると思いますが、どちらがうのか。

農政課 農地法は農地をどのように活用していくかという法律になります。農業振興地域整備計画は農業振興地域の守っていくエリアを指定するもので、似ているが別な法律です。今回の7件について開発や農地転用についてそれぞれ見込みがあるものについて、農用地の除外の変更を認める方向で皆様にご審議をいただいています。手続きとしては、整備計画の変更、農振の除外が先に来て、農地転用の許可が後という手続きになりますが、相互に連携しているということでご理解をいただければと思います。

6番 申出番号6番ですが、パイプを埋設するので、地表面は農地のままだが、地目は宅地になるのか。

農政課 構造物が入るので、農地から転用しますので、地目は農地ではなくなります。その部分を細長く分筆し農用地除外をしますので、その部分について一部転用をします。

8番 年に2回県に申請して除外するものがあると思うが、これはそれとは別で、那珂市が独自に網をかけている部分の除外という考えでよろしいのですか。

農政課 農用地区域に関しましては那珂市の計画で網をかけています。ご質問の県が年に2回申請を受け付けているものは、今回の除外の申出について市の審査が終わり、計画を変更するにあたり、県の同意が必要となりますので、市から県に同意を求め、同意がもらえれば最終的に除外が決定するという流れとなっています。一連の流れのものと考えていただければと思います。

6番 各地区で地域計画を策定しているが、農用地の網がかかってくるのか。

農政課 現時点で示された情報ですが、地域計画の策定範囲は農業振興区域内の農地全部作りなさいと指示されています。それが全部農用地区域ではなく、その中の一部が農用地区域として強い網かけをされていて、必ずしも一致するものではありません。

議 長 ほかにご意見ご質問はございませんか。

議 長 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号については、すべて承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和6年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 15時00分